

平成23年12月20日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
10番 古川盛義  
12番 吉川里己  
14番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

副議長 小池一哉  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
11番 上野淑子  
13番 山崎鉄好  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 杉原豊喜  
23番 黒岩幸生  
26番 江原一雄

2. 欠席議員

9番 石橋敏伸

25番 平野邦夫

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一  
次 長 松本重男  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	山	田	義	利
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	山	口	光	則
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	成	松		薫
監	査	委	一	丸	喜	代
農	業	委	森		博	邦
員	会	事				文
務	局	務				
局	長	局				
長		長				

---

議 事 日 程 第 7 号

12月20日（火）10時開議

日程第1	第85号議案	武雄市税条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	意見書第7号	放射線等による被害対策の早期実施を求める意見書（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	請願第3号	公共交通機関の存続に向け、J R九州に係る経営支援策の継続を求める請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	請願第5号	玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第84号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第92号議案	平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回） （産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第94号議案	武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第95号議案	武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第96号議案	武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について （産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第98号議案	武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第83号議案	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第86号議案	武雄市出生祝金支給条例を廃止する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第89号議案	平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回） （福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第93号議案	武雄市体育施設の指定管理者の指定について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第15	意見書第6号	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求め る意見書（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第87号議案	訴えの提起について（建設常任委員長報告・質疑・討論・ 採決）
日程第17	第90号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第18	第91号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2 回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第19	第97号議案	武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について（建設常 任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第20	第88号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第21	第99号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第22	意見書第8号	公共交通機関の存続に向け、J R九州等に係る経営支援策 の継続を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会 付託省略・討論・採決）
日程第23	閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）	（議決）

---

**開 議 10時**

**○議長（牟田勝浩君）**

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

**日程第1～第4 第85号議案～請願第5号**

日程第1. 第85号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例より、日程第4. 請願第5号 玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願までを一括議題といたします。

以上の1議案及び意見書1件、請願2件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第85号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

**○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。第85号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例。

本委員会に付託をされました第85号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例について、委員会での審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の改正を行うもので、主な内容としては寄附金税制の拡充と個人市民税の寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

本議案は慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは関連質問として、今年度のふるさと納税額と寄附行為の相手先の範囲について質問があり、ふるさと納税額は1件の1万円、範囲は国及び地方公共団体、公益法人等に限るとの執行部からの説明でありました。

以上であります。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、意見書第7号に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

意見書第7号 放射線等による被害対策の早期実施を求める意見書について。

本委員会に付託されました意見書第7号 放射線等による被害対策の早期実施を求める意見書（案）について、審査内容と結果について御報告をいたします。

本意見書は、提案理由の説明のときに意見書の項目について幾つかの質疑が出されたところでもあります。それを受けまして、本委員会では意見書（案）の提出者及び賛成者に再度聞き取りを行い、協議の結果、一部内容の修正を行い、全会一致で可決をされました。

なお、一部修正については、意見書（案）の趣旨は、福島県を中心に被害対策の早期実施を求めるものであったことから避難勧奨等を実施するとの項目を、被災地の瓦れき処理について国の責任を明記したところでございます。

また、放射線以外にも地震、津波等でも多くの被害が出ており、表題に放射線等による被害対策の早期実施をとのことで「等」を挿入したところでございます。

以上であります。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、請願第3号に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

**○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

請願第3号 公共交通機関の存続に向け、JR九州に係る経営支援策の継続を求める請願について御報告をいたします。

本請願については、9月の定例議会で継続審査としていたもので、今回、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決、採択すべきものと決しました。

審査内容につきましては、九州旅客鉄道株式会社からの税制特例措置の継続を求める要望等を確認したところであります。

以上であります。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、請願第5号に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

**○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

請願第5号 玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願について、本委員会に付託されました玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願についての審査内容と結果について御報告をいたします。

武雄市民を放射線被曝から守ろうとする趣旨は同じものとして審査をいたしました。ただ、議場での議案審議で、紹介議員である江原議員の説明では反原発の趣旨でありました。その中で、委員からはすべての原発を廃止すれば代替エネルギーはどうするのか、また、自然エネルギーにかえるにしても時間が必要であり、国民生活を守るための安定的な電力供給がすぐに確保できるのかどうか。また一方、代替エネルギーで安定電力の確保ができない現時点では安全が認められた原発の再稼働はやむを得ないのではないかなど、数多くの意見が出たところでございます。

また、「やらせ問題」については、県でも今現在解明中であり、確定しておらず、本請願については慎重審査の結果、全会一致で不採択となりました。

以上であります。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行いたいと思います。

まず、第85号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書第7号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は修正可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第7号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第7号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

続いて、請願第3号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

続いて、請願第5号に対する討論を求めます。討論ございませんか。26番江原議員

#### ○26番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第5号 玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願について、付託されました総務常任委員会の委員長報告では不採択という報告でございました。委員長報告に対して反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

請願項目の第1に、知事はこの間の一連の説明会などでの「やらせメール」に対し、佐賀県でも内部調査で終わらせるのではなく、第三者委員会を設置し、事実を明らかにすること、責任を明確にすることの請願が要望されました。

ところが、昨日の佐賀県議会の中で古川知事は、県政、県議会の混乱をさせた、その責任で減給するとの見解を表明されたようであります。そういう意味からいきますと、ほとんど県民が知りたい、この間のプルサーマルでの説明会を初め、さき6月26日の県民説明番組な

どでも見られるように、いわゆる九州電力がお願いされた、調査された第三者委員会の報告では、九電と古川知事との不透明な関係が九州電力の信頼失墜の大きな原因になったと報告をされております。その関係を根絶することが必要と指摘し、そのことが県民の信頼回復につながるのだ、こうした第三者委員会の明確な報告書に対して、ほとんど県はこの間、調査委員会を設けながら、このことに関してはほとんど触れられていません。

私たち県民が、また市民が、この間、新聞報道等見聞きする中で、古川知事と九州電力との関係は会社幹部名義による政治資金の寄附、政治資金パーティーのグループ企業、取引先企業へのあっせん、親族企業が経営する企業への発注による利益供与等、会社と知事との関係に疑念を生じさせる行為を一切行わないことを宣言し、周知徹底させることと提言を第三者委員会は報告をされております。

第三者委員会が明確に述べている知事と九電の不透明な関係を指摘されておりますが、これこそ県の調査委員会は先ほど申しましたように、何ら手を入れておられません。こうしたことが続くならば、単なる知事の混乱の責任で減給処分をされてでも、先ほど委員長報告でもありました。また、請願項目にもありますが、県の原子力政策、まして玄海原発の再稼働問題は動かすわけにはいかない県民の根強い反対世論があるのではないのでしょうか。

「今、古川知事に求められているのは、あの福島原発の所在地の件、福島県知事の決断に学び、原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を示すことが佐賀県が安全で持続的に発展ができる道、九電との不透明な関係を県民に明らかにし、今回の責任をとり知事を辞任すべきである」、そうした請願者の声を代表して反対の討論にかえるものであります。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほかに討論ございませんか。5番山口良広議員

**○5番（山口良広君）〔登壇〕**

おはようございます。玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願に対する委員長報告不採択に対する賛成討論をします。

委員長報告は不採択です。私もそれに賛同します。

それはまず1つ、「やらせメール問題」では、県議会でも結論が出ていない段階で、それに結論を出す時期ではないと思うのです。

2つ目に、本請願では脱原発ではなく、原発撤退を求めています。将来的には廃止の方向があるかも知りません。でも、今すぐでの廃止は代替エネルギー策も確立していない今、市民生活や産業界への影響は大きいと思うのです。このことは反対者はどう思われるのでしょうか。

以上のことを考え、私は委員長報告の不採択に賛同するものです。どうか議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほか討論ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

委員長報告に対して、あえて反対というのをこの場で申し上げたいのは、先ほどの反対討論を聞いておりました、知事の「やらせメール」という問題が多かったわけでございます。私はこの請願に対して、先日からずっと賛成しているのは1号機の問題でございまして、やはり1号機については直ちに廃止してほしいというのが一番の望みなんです。だから、せめてそれだけでも採択してもらえなかったかという考えを持っております。と申しますのも、ここの一般質問でも何回も申しますように、1号機については脆性温度が高く上がっている、脆性というのはもろくなっている。つまり、金属疲労があって、いつ爆発するかわからない、みずから爆発するかわからない状態だと思うんですね。

あの1号機というのは、今、津波、あるいは地震、そういうことに対して言われておりますけれども、本体そのものが壊れかねないと、そういう状況だと今、思っております。むしろ、1号機をとめて新しいのを回したほうがいいのではないかというぐらいなんです。なぜかと申しますと、もし、この1号機が爆発すれば、福島の比ではないと思うんですね。一つ間違えば、九州全体に我々が住めないようになるかもしれないと、そういう重大な要素を持っているということで、私はこのことについて採択してほしいということでずっと来ているんですね。

だから、知事メールと違うと、あえてここで申し上げるために1号機はせめて採択することができなかつたのかという意味で反対討論をいたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第5号を採決いたします。

本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。

総務常任委員長の報告は不採択であります。よって、総務常任委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決になります。

請願第5号 玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

産業経済常任委員長に付託しておりました第95号議案において、地方自治法第117条の規定により議長退席となりますので、副議長と交代のため暫時休憩いたします。

休 憩 10時16分  
再 開 10時17分

○副議長（小池一哉君）

改めましておはようございます。

休憩前に引き続き議会を開きます。

日程第5～第10 第84号議案～第98号議案

日程第5. 第84号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例より、日程第10. 第98号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

以上の6議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第84号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。第84号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、新しく鳥獣被害対策実施隊員を非常勤特別職とし、あわせて報酬の額を定めるため、当該条例の一部を改正するというもので、近年の捕獲状況や狩猟期間の兼ね合いなどを確認いたしました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○副議長（小池一哉君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第92号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

第92号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の主なものは、本年4月本場開催の「共同通信社杯」の売り上げが、東日本大震災の影響で伸びなかったことが大きな要因となり、車券発売金の減額をするものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○副議長（小池一哉君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第94号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第94号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は地方自治法第224条の2の規定に基づいて、公の施設につき指定管理者を指定するものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（小池一哉君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第95号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第95号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は地方自治法第224条の2の規定に基づいて、公の施設につき指定管理者を指定するものです。

現地において、施設の状況、経営状況、利用者、来場者の状況などを確認させていただきました。第96号議案、第98号議案にもかかわることではありますが、議員、区長など地域の特定の職の者等を充て職として代表者とする傾向を問題視する意見もありました。

一方、組織、団体で決定することに対し、法令に抵触しない以上はそうした制限をすることそのものが逆に問題であるとの意見もありました。

以上、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（小池一哉君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第96号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第96号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について、審査の経過と結

果を申し上げます。

本議案は地方自治法第224条の2の規定に基づいて、公の施設につき指定管理者を指定するものです。

現地において、施設の状況、経営状況、利用者、来場者の状況などを確認させていただきました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（小池一哉君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第98号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第98号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は地方自治法第224条の2の規定に基づいて、公の施設につき指定管理者を指定するものです。

現地において、施設の状況、経営状況、利用者、来場者の状況などを確認させていただきました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○副議長（小池一哉君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第84号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第92号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第92号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第94号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第94号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第94号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第95号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第95号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第95号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第96号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第96号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第96号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第98号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第98号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第98号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで議長と交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩 10時27分  
再 開 10時27分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11～第15 第83号議案～意見書第6号

日程第11. 第83号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例より、日程第15. 意見書第6号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書までを一括議題といたします。

以上の5議案は福祉文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第83号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第83号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例について報告をいたします。

県から助成制度を拡充する方針が示され、これを受けての条例の整備とあわせて、市単独事業で医療費の助成を小中学生の入院まで拡充したいと説明を受けました。

委員からは、武雄市の負担の増がどうなるのかとの質問に対し、中学生まで拡充することで入院費に係る助成額はふえるが、県の補助が6歳までふえ、県費の補助が2分の1になることにより、結果的には650万円ほどの市の負担増を試算しているとのことでした。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第86号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第86号議案 武雄市出生祝金支給条例を廃止する条例についてでございます。

子育て支援に係る施策については、子どもの医療費に係る助成制度、子ども手当支給制度など、助成措置が拡充され、また子育て総合支援センターの開設や妊婦健診の助成拡大などで充実をしてきているが、今後、さらに子育て支援の事業を推進していく上では、この財源を中学校終了までを見据えた医療費助成の充実にあてるため、廃止をしたいとの説明を受けました。

委員からは、なぜ10月1日施行かとの質問があり、理由として、現在既に妊娠されている方についても対象にするためとのことでした。これについては、平成25年4月1日施行でという案も出されましたが、慎重に議論した結果、委員会では取り上げないと決定いたしました。

また、出生されたお祝いについては、武雄が初となり、県内に広がるような新しいやり方を考えてほしいとの要望が出ております。これに対し、3月の新年度予算で対応したいとのことでした。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。4番山口裕子議員

#### ○4番（山口裕子君）〔登壇〕

議案審議のときにも、市長よりの答弁で十分なる答弁だったと思いますが、今回、やはり子どもを産み育てるところで大変厳しい環境というか、そういう状況になっております。少子化というところに対しましても、いい状況が出てきておりません。来年、成人を迎える子どもたちが934人という形で案内を受けております。それで、昨年産まれた子どもは平成22年が475人という形で本当に半分の状況になってきているわけですね。そのとき、やはり子どもを産み育てる環境をよくしていくためにも、武雄市はやはり5年後、10年後、20年後を見据えた政策に取り組まなければいけないと思うんです。

今回の条例廃止というのは、子育て支援という部分ではいろんな形も拡充されて、医療費の拡充ももちろんですが、しかし、若い世代、これからの人たちが、この社会において夢や希望を持てるような政策というのが一番重きに置かなければならないという点からしたら、今回、一般質問でも出ておりましたが、敬老祝金、これが長いこと続いていて、また、本当に長寿の促しになっているという形で拡充の話も出ておりました。そういう点から考えると、この祝金ももっと若い世代が命をつなげていく、子どもの誕生につながるような政策に持っていけなかったかなという点をすごく考えるものです。

そういう点も含めて、今後、若い世代が夢を持てるようなこの武雄市で命のつながりとか、人と人のつながり、そういう形で応援をして力を入れていくべきところではないかというふうに思いましたので、そういうところを含めて慎重に委員会の中で審査ができたかということもお尋ねしたいと思います。

今からは、お金とか物とかでは本当はないと思うんです。武雄市も大変厳しい財政の中、苦渋の策でこういう形になったということでもありますので、そうであるならば、すべての祝金も本当に一緒に考えていかなければならなかったんじゃないかというふうに私は思います。

一番応援してほしいところの力を、武雄市は入れていかなければいけないところの条例廃止じゃないかなというふうに私は思います。

子どもたち、若い世代、そして、子どもが産まれなければ、この武雄市の未来もないという形から考えると、そういうところも含めて慎重審査できたのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

今、山口議員おっしゃるとおり、委員会の中でもそれについて論議いたしました。そして、本当に今おっしゃるとおりの意見もいっぱい出ました。先ほどおっしゃったように、敬老祝金についても出ましたけれども、それについてもこういう財政の中、見直していかなくてはならないという執行部の返答もいただいております。そしてまた、一般質問、議案審議の中でも出ておりましたように、これはお金ではない。心情的なもので、心からの本当の祝金であるというのをどうしてもこれはやめるわけにはいかないといういろんな意見も出ました。でも、そのとき、市長のほうから、自分からのメッセージでよかったら、何とか本当に祝いということ形にしたいということを出された。それで、委員会の中で本当に、これは論議いたしましたし、今、山口議員おっしゃったような意見でいたしております。でも、やっぱり最終的には財政を考えたときに、どうしようもないときはこれは仕方がないのかな、本当は要ることですけれども採択しなくてはならないという苦渋の選択で慎重審査の結果、全会一致で採択しております。論議はたくさんいたしました。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第89号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第89号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、審査の内容と結果を御報告いたします。

国保全体の被保険者数はわずかずつ減少傾向にありますが、退職者医療制度が適用される被保険者については、増加により医療費も増加しており、また、高額医療費につきましても、昨年度に診療報酬が改定された影響で本年度上半期の状況から20%弱の伸びとなっているとのことです。

そのほか、高額医療費共同事業拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金についても、本年

度上半期の状況から年度間の所要額を見積もると不足を生じるため、補正するものとの説明を受けております。

委員会では、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第93号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

第93号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてですが、今回は市条例第5条第1項第1号の規定により、施設の設置目的を効果的、効率的に達成できる団体であると認められるため、非公募とされております。

また、本会議で質問があっていた行政と指定管理者トップの意思疎通のことについては、指定管理者と行政の双方とも体育の振興という意味で目的が一致しており、同じところを目指している。また、今回の事業計画書に明らかに市教育委員会と連携をもって業務の助言や支援を得て、施設の管理運営に当たるといことも明確に書いてあり、実務的には連携ができていと認識しているという答弁をいただきました。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

私語を慎んでください。

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）（続）

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

せんだってもちよっとお尋ねをしていたんですけども、その点について、佐賀県の今の県の体育協会長さんは知事さんですよ。そういうことをちょっと考えたときに、先ほどはその委員会の中で充て職は余りよくないんじゃないかという話もありましたけれども、知事で、県の体育協会長は知事でよかったのであれば、やっぱり何というんですかね、私も体育関係をもう長年やっておりますけれども、そういう中で、意思の疎通ができていないというのがどうしても納得できないんですよ。我々だって行く気にもならないんです。そういう中で、そういうふうな面でこの間言ったときのそれも論議をされたのかお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

その点については論議しておりません。執行部のお答えのとおりで、私たちはみんな理解しましたので。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

執行部と体育協会の意思の疎通が余りできていないという議論の内容を聞きましたけれども、相手先ですよ、そういうところにも出向いて聞きに行きんさったですか、その辺はどがんでしょうか、相手先。

そいけん、行政からは今、聞いたというお話を聞いたですたいね。そいけん、相手先、体育協会にも出向いて、そういうふうな内容を聞きに行つとんさつですか、その辺はどがんなのか。

○議長（牟田勝浩君）

上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

それはいたしておりません。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、意見書第6号に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

意見書第6号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書についてです。

意見書にも書いてあるとおり、多くの基金事業が（発言する者あり）、いいですかね。

○議長（牟田勝浩君）

はい、どうぞ。（発言する者あり）私語を慎んでください。

○福祉文教常任委員長（上野淑子君）（続）

基金事業が今年度限りで終了するという一方で、中には1年間延長の方針を固めたのもあるということでしたが、そういうことでなく、ずうっと継続してほしいという意見書です。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては、各議案ごとに行います。

まず、第83号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第83号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第86号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第86号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第89号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第89号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第89号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第93号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第93号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第93号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、意見書第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第6号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

#### 日程第16～第19 第87号議案～第97号議案

日程第16. 第87号議案 訴えの提起についてより、日程第19. 第97号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

以上の4議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第87号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

#### ○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第87号議案 訴えの提起について、御報告いたします。

執行部より今回の訴えの提起事項は、市営住宅家賃の滞納に伴う市営住宅の明け渡し及び家賃の支払い請求であり、督促手数料を含む家賃滞納額は70万9,700円、62カ月分であるという説明を受けました。

これまで、市として本人及び連帯保証人に対し、家賃の支払いと迷惑行為の解消について再三要求をしてきましたが、全面的な解決には至っておらず、今回、訴訟を提起することになったと説明を受けました。

委員からは、入居条件の見直しを行ってはどうか、契約の更新をしてはどうか、また、訴訟ともなれば複雑多岐に至るため、適時な対応が求められます。そこで、執行部としても臨機応変な対応を検討すべきではないかなど意見が出されました。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第90号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

今定例会において、本委員会に付託されました第90号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正は、本年7月11日の落雷により、立野川内浄化センターの自動運転操作機器及び三間坂地区ポンプ操作盤に故障が生じたため、工事請負費の増額及び農業集落排水の接続の伸びに伴う役務費の増額補正をお願いするものであると説明を受けました。

なお、落雷による修理費は、保険での対応をとっているとのことでした。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第91号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

第91号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

今回の補正は、国費の年度間調整に伴う国庫補助金の減額と前年度繰越金の確定による歳入予算の補正をお願いするものであるという説明を受けました。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第97号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

第97号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について御報告いたします。

執行部からは、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであると。

この施設は、平成4年10月の矢筈ダム建設公園整備以来、今日まで地元との関連性が強い

こと、また収益性が低いことから公募に不向きな施設であるとの理由により非公募とするということを決定したと説明を受けました。

さらに、執行部からは現在の指定管理団体である地域住民組織は、ダム建設、公園整備当初から包括的な管理運営を行っており、利用者が主に地域住民に限定されることなどから、施設の設置目的を主体的、効率的に達成できる団体であると認められるので、現在の指定管理者を候補者として決定したという説明を受けました。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案のどおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては、各議案ごとに行います。

まず、第87号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第87号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第87号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第90号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第91号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第91号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第91号議案は委員長報告のとおり可決されました。  
続きまして、第97号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第97号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。  
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第97号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第20・第21 第88号議案・第99号議案

日程第20. 第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）及び日程第21. 第99号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

以上の2議案は、所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びにその結果についての報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）。本委員会に分割付託をされました第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、本委員会での審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

今回、付託されました補正予算の主なものとしては、歳入で普通交付税の決定に伴い5,245万7,000円の地方交付税の補正と、過疎地域自立促進特別事業基金積立金の財源として過疎債3,500万円の計上であります。

一方、歳出では過疎地域自立促進特別事業として、今後のソフト事業に充てるための積立金3,500万円と東日本大震災で亡くなられた消防団員の公務災害補償金の不足負担金3,351万6,000円の計上で分割付託をされました。

本議案、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、議員からは過疎地域自立促進特別事業基金の積み立て総額とソフト事業の中身について質問があり、積み立て総額は7,000万円、ソフト事業については産業振興、企業誘致、公共交通、医療等に今後検討していくとの答弁でありました。また、人づくり、まちづくり補助金100万円については、今後のスポーツ文化活動への支援、国際、国内交流、セバスポール等、さらに伝統芸能、文化継承への支援費補助金としてのことであります。

以上であります。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。26番江原議員

#### ○26番（江原一雄君）〔登壇〕

補正予算の企画総務費の積立金の3,500万円、先ほど委員長報告でソフト事業への積み立て7,000万円、過疎債として今後の産業振興、その他3点申されましたけれども、今後、この積立金はどういう形で、まだ積み立てられるのかが1点と、このソフトの中身について申されましたけれども、具体的にどういう形で使われていくのか、その用途について明確に求めたいと思います。（「審議をしたか、しとらんかば聞かんばいかんとやなか。質問の趣旨が違うとやなか」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

とりあえず答えていきたいと思います。

7,000万円以上、今後積み立てられるのかということに関しては、今回で7,000万円積み立てをいたしましたということでした。

また、今後のソフト事業に関しては、先ほど私のほうから申し上げましたとおり、中身については産業振興、あるいは企業誘致の宣伝費、あるいは公共交通、医療等に、ソフト事業に活用をしていくということで審議をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほか質疑ございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私がお聞きしているのは、委員長にそういう質疑がある中で、産業振興、企業誘致活動費、そういう質問で終わったということですが、委員会で議論されて、それで委員会は納得されたということの報告だと思いますけれども、より突っ込んだ意味で私は、この提案された本会議の中で質疑の段階で、山田理事から武雄市全体が潤うものとして実際使うものとして有効に使わせていただきますという答弁がありました。その答えが今、委員長報告であります。有効に使わせていただくのは、これは当然だと思いますが、その中身の事態について委員がこれで納得されたということならば委員長の報告のとおりであります。そのほかに質疑がなかったのかお尋ねをしております。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

はい、それ以上の質疑はございませんでした。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の主なものは企業立地、企業訪問などに係る費用、第84号議案に係る鳥獣被害対策実施隊員報酬、農地費に係る委託料、工事請負費の農林施設災害復旧費などです。

6款1項. 農業費の鳥獣対策実施隊員報酬については、第84号議案に伴い計上されております。当該隊員の身分や待遇面、あわせて被害や捕獲状況などについて確認させていただきました。この鳥獣被害対策に関連して、電気牧さく、ワイヤーメッシュの設置状況について、通学路などに設置されているケースが見受けられ、地元からの完了報告を受けているとの説明を受けましたが、設置場所などの取り扱いについては、危険や遺漏のないように指導していただくようお願いしたところです。

同じく農業費に、土地改良施設維持管理適正化事業工事請負費が計上されております。これは北方大崎地区の用排水路の整備を行うもので、国費、県費、地元の負担、土地改良連合会とのかかわりなどについて説明を受けました。事業の内容に係る質疑、答弁が交わされる中、特に今後も整備事業の対応に不均衡が生じることはないよう申し述べております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第99号議案に対する報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

第99号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案の補正は、議案第94号、95号、96号及び98号のそれぞれの指定管理の指定により、指定の期間である平成24年4月1日から平成27年3月31日までの指定管理料について、債務負担行為を追加するためのものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、主な審査の内容と結果を御報告申し上げます。

3款. 民生費、老人福祉費では、地域共生ステーション防災対策整備事業補助金として、宅老所・ぬくもいホームについて、住宅改修工事やスプリンクラー設備の整備を行う事業者に対しての補助や児童福祉費では、朝日放課後児童クラブが受け入れ児童数の増加に伴い、分割運営するための施設整備の工事費を、子ども手当については特別措置法の施行により、支給額を変更されたことに伴う減額補正が計上されております。

4款. 衛生費では子宮頸がん等ワクチン接種委託料の追加等の説明を受けております。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第99号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第99号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）についてです。

第88号議案の債務負担行為を追加するためのものと説明を受けております。

委員会では、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、当初予算で1,000

万円、9月補正で1,000万円を承認していただきましたが、既に200件の申し込みがあり、予算不足が考えられるため、10万円の70戸分、700万円の増額補正をお願いするものであるということでございました。

この補助制度は、3年間の事業計画で最終年度であるということで、本年度をもって廃止するとの説明を受けました。委員からは、これだけ住民ニーズがあり増額補正をしているのだから、ニーズにこたえるよう補助制度を継続すべきではないかと、また、国や県の補助が終了しても市単独でやれるべき方法を検討すべきではないかなどの意見が出されました。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第99号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第99号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について報告いたします。

今回の補正は、第97号議案に関連して、武雄市矢筈ダム広場の指定管理料の債務負担行為の補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上でございます。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、先ほどと同様、議長交代のため暫時休憩いたします。

休 憩 11時6分

再 開 11時6分

**○副議長（小池一哉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、第88号議案及び第99号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第88号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。26番江原議員

**○26番（江原一雄君）〔登壇〕**

平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、反対の討論を申し上げます。

今回の補正額は、1億1,814万円で総額229億2,699万5,000円となっています。その中で特に問題として、企画総務費の企業誘致活動として職員旅費164万8,000円、印刷製本費2万9,000円、広告料105万円、計271万7,000円が支出されます。これは当初の220万7,000円を加えますと492万4,000円、約500万円が武雄北方インター工業団地分譲開始されましたので、その誘致活動に充てられるものとのことです。

さらに、一方で企業誘致のため、優遇策として工業団地すべてを一括して取得すれば、6億円の手厚い優遇策が発表されています。財源はどこから充てられるのですか。さらに、今回3,500万円、武雄市過疎地域自立促進特別事業基金積立金が計上されています。昨年度も3,500万円積み立てられ、計7,000万円、これはさらに積み立てられるのでしょうか。

今回、武雄北方インター工業団地は買収面積36ヘクタール、うち分譲地は19ヘクタールあります。総事業費24億3,000万円、5年間の市中銀行より借り入れで、5年間で利息8,300万円とのことで、1坪当たり4万6,000円分譲開始されています。5年以内に分譲が終わらないと、利息がかさむことが予想されるのではないのでしょうか。

以上、問題を指摘し、反対の討論にかえるものであります。

**○副議長（小池一哉君）**

ほかに討論はございませんか。13番山崎鉄好議員

**○13番（山崎鉄好君）〔登壇〕**

おはようございます。第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

2款2項1目、企画総務費についてでございますけれども、武雄北方インター工業団地は交通アクセスのよさと、先ほども言われましたように国内最大級の優遇策をもって、ことし10月に分譲が開始されました。11月からは都市圏で活躍されている2名の方を特別顧問として委嘱され、また、職員も増員し、企業誘致体制が強化されているところでございます。

今回の補正は、企業訪問のためのパンフレット作成や東京で来年2月だったと思っておりますけれども、開催される日経企業シンポジウムに参加する経費であります。

一日も早い企業誘致が達成され、また、雇用を促進するためには絶対必要な予算であると私は思います。よって、皆様方に申し上げ、賛成討論といたします。

以上でございます。

**○副議長（小池一哉君）**

ほかに討論はございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより、第88号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第88号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第99号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第99号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第99号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

ここで追加日程配付のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時14分
再	開	11時16分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど採択されました請願第3号に係る意見書第8号を追加上程したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書第8号を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第8号を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

#### 日程第22 意見書第8号

日程第22. 意見書第8号 公共交通機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

意見書第8号 公共交通機関の存続に向け、JR九州に係る経営支援策の継続を求める意見書に対する趣旨説明を行います。

昭和62年4月に国策として国鉄の分割・民営化された結果、JR九州等には多くの赤字路線が、ローカル線が存続しました。その後、徹底した経営合理化などを進めてきましたが、いまだ自立経営を確保するめどが立っていません。地域住民の足として国民生活に欠くことができないローカル線存続のためにも、固定資産税、都市計画税を減免する特例措置を引き続き継続することを強く要望するものです。

どうか議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第8号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第8号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書第8号は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第8号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

**日程第23 閉会中の継続調査申出について**

日程第23. 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中

の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成23年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時20分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 牟 田 勝 浩

〃 副議長 小 池 一 哉

〃 議 員 山 崎 鉄 好

〃 議 員 吉 原 武 藤

〃 議 員 杉 原 豊 喜

会 議 録 調 製 者 筒 井 孝 一